

令和8年度 宮崎地方最低賃金審議会 運営小委員会 議事録

1 日 時

令和8年7月6日（月）午前10時58分～12時32分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者

公益代表委員	古賀、橋口
労働者代表委員	白崎、鎌田
使用者代表委員	宮崎、酒匂
事 務 局	三上労働基準部長、吉田賃金室長、木村室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

それでは、ただ今から、令和8年度の運営小委員会を開催いたします。はじめに議事録の確認の件ですが、今回は白崎委員と酒匂委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【白崎・酒匂委員】

はい。

【室長補佐】

よろしくお願いします。当小委員会の委員につきましては、本日の本審の場におきまして、公労使、各2名の委員にお願いすることとなりましたので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、議題1の「運営小委員会の座長及び座長代理の選出について」ですけれども、従来から慣例により公益委員にお願いしているところです。本年度につきましては
座長を古賀委員に、座長代理を橋口委員
にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、座長の古賀委員、以後の進行をどうぞよろしくお願いいたします。

【古賀座長】

はい、古賀です。改めて、よろしくお願いします。

運営小委員会は、今年度の最低賃金審議会の運営について、公労使三者の代表によって話し合っていただくという極めて重要な役割を担っております。委員の皆さまのご協力をお願いいたします。では、事務局から資料の説明をお願いします。

【賃金室長】

運営小委員会の資料の説明をいたします。

最初に1ページになりますが、資料1、本日の第1回本審において確認いただいた運営小委員会の委員名簿になります。

つづいて2ページの資料2は令和7年度の宮崎地方最低賃金審議会開催状況となっております。本審を5回、地域別最賃の専門部会4回、特定最賃の検討小委員会を2回開催しております。

次に、3ページから4ページの資料3は令和8年度の審議会運営計画（案）、審議会開催（案）になります。地域別最低賃金につきましては、昨年度の回数4回を基本として運営計画（案）を策定しております。本審でも説明しましたが、第2回本審は中央最低賃金審議会の目安答申を受けての開催となります。現時点での中賃の目安答申は7月最終週あたり、7月末までには目安答申があることを想定しております。もちろん、7月31日以降に目安が示されることはありますので、流動的ではございますが、遅くとも7月31日、金曜日までには目安が示されることとしまして、先程の本審で調整いたしましたが、第2回本審は8月5日、水曜日、13時30分からの開催予定にしております。第2回本審の議題としましては、資料4ページの表の右側に記載しておりますが、改正決定に係る関係労使の意見、この運営小委員会の報告、目安伝達、地域別最賃専門部会委員の選出のほか、特定最低賃金改正の必要性の有無についての諮問及び検討小委員会の設置等を予定しております。なお、2回日本審の冒頭に、昨年度と同様に中央最低賃金審議会会長からのメッセージ動画を視聴する予定としております。第1回地賃専門部会につきましては、2回日本審を8月5日開催で調整いたしましたので、8月5日の第2回本審終了後に開催させていただきたいと考えております。

それ以降の専門部会の開催についても予定を入れておりますが、昨年度と同様に、第1回専門部会終了後、改めて第2回以降の専門部会の開催日程を協議させていただきたいと思っております。なお、専門部会の開催回数につきましては、昨年度の回数である4回をベースに予定を組んでおりますけれども、本審でも申し上げましたとおり、昨年度最後の本審で出ました意見要望を踏まえまして、運営小委員会で協議いただければと考えております。また、資料3ページに記載しておりますが、予備日として、8月24日月曜日と、25日火曜日を設けております。1回目の地賃専門部会では、昨年度と同様に、労使双方により基本的見解、金額提示を行って頂くことで計画しております。今年度も、その予定で準備を進めておいていただければと考えております。

第3回本審で答申を受けましたら、その日のうちに「意見要旨の公示」を行います。異議申出の期間は15日間となっております。答申日、異議申出締切日及び発効日との関係性は資料5ページ以降の「最短効力発生予定日一覧表」によりご確認ください。

なお、異議申出があった場合には、最低賃金法第11条第3項に、審議会に意見を求めなければならないと規定されておりますので、第4回本審、いわゆる異議審を開催することになります。3ページの資料3の運営計画（案）のとおり、仮に8月21日、金曜日の第3回本審で答申をいただきますと、最短効力発生一覧表では15日を経過した日の9月7日が異議申出締切日となりますので、法定発効を想定した場合、その翌日の9月8日、火曜日に第4回本審、いわゆる異議審を開催することとなります。第4回本審では、異議申出に対する審議のほかに、特定最低賃金の金額改正の必要性の答申をいただき、「必要性あり」となりましたら金額改正について諮問を行うこととなります。

ここまで申し上げました運営計画（案）は、予定どおりに7月31日までに中央最低賃金

審議会が目安答申を出した場合、又は例年どおりの開催回数の場合の日程ということになります。中央最低賃金審議会における答申の状況は、わかり次第、メール等でご連絡いたしますが、いずれにしても地域別最賃については、8月上旬から集中的な審議になるかと思いますので、委員の皆様には日程調整のご協力をよろしくお願いいたします。

特定最低賃金の「必要性の有無」を検討する「検討小委員会」の日程につきましては、このあとご審議いただきますが、3ページの資料3のとおり、運営計画（案）では、第1回検討小委員会を8月26日、水曜日、第2回検討小委員会を8月31日、月曜日としております。さらなる審議が必要であれば、予備日として9月1日、火曜日を設けております。

これも仮の話ですが、検討小委員会で、「改正の必要性あり」となった場合には、各特定最賃専門部会を10月に2回程度開催する予定としております。なお、これまでどおり年内に発効するためには、10ページの「短効力発生予定日一覧表」になりますが、右側で年内、12月31日までの発効という部分で見ますと、10月30日、金曜日までに答申する必要があるということになります。

それから、資料13ページから15ページの資料5は、特定最賃必要性審議の関係労使の意見聴取実施要領（案）になります。基本的には、例年のものをベースに、労側からは各産業1名ずつ、使側からは4産業を総括して1本で意見表明して頂く予定で当案を作成しております。ここで、皆様のお手元にお配りしております労使双方から提出のあった意見表明者推薦名簿の方をご覧ください。昨年度と同様、使側は同じですが、労側は肉乳のみ2名、合計5名からの意見表明予定となっております。13ページの実施要領5の（4）のとおり、従来、意見発表時間は1産業あたり労使各5分となっております。肉乳の労側からの意見表明者が昨年度と同様、2名になること、発表時間等について、この後、公労使で協議して頂ければと考えております。また、労使双方からの意見書につきましては、第1回目の検討小委員会開催予定日の前日を提出期日としておりますが、1回目開催予定日を8月26日の水曜日に予定しておりますので、今年度の計画では、8月25日、火曜日が意見書の提出期日となります。意見書については事前に各委員に目を通していただいた上で委員会に臨んでいただくことが望ましいと考えております。県最賃の審議等を考慮しますと、タイトなスケジュールとなることは承知しておりますけれども、できる限り早期の提出にご協力いただければと考えております。内容としましては、昨年同様、議事の最初に意見陳述を行い、意見に対する質問だけ受け付ける場とし、討論は実施しないものいたします。意見書について、労側は特に当該特定最賃自体の存在意義、宮崎における当該産業の優位性を主張していただけると必要性の参考になると考えております。一方使側は、その反対、必要性がないという根拠、廃止を具体的に主張していただけると審議の参考になると考えております。

資料16ページの資料6は、最低賃金審議会令第6条5項の採用、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、ということについての基本的な考え方となり、さきほどの本審で説明したとおりとなります。資料説明は以上です。

【古賀座長】

ただいまの説明について、何かご質問はありませんでしょうか。

【白崎委員】

はい。

【古賀座長】

はい、白崎委員。

【白崎委員】

質問という訳ではございませんけれども、先ほどご説明の中にもありましたように、昨年この場でご了承いただきまして、肉乳のところが2名というところをご理解いただいたところでございます。

併せまして、その中で、各5分というのがあるわけですが、この場で、2人来るので10分ということで、その時間も前回、昨年度、了承いただきましてありがとうございます。ぜひ今年もそのような形でお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【古賀座長】

はい。これについては次の議題でやりますので、今、意見としては承りまして、また、改めて協議を進めたいと思います。他、よろしかったでしょうか。使側もよろしいですか。

【宮崎委員】

はい。

【古賀座長】

それでは、議事に入りたいと思います。議題2は、「令和8年度の最低賃金審議会の運営について」ということですが、具体的には、先ほど事務局から説明のありました「令和8年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案)」に基づき、(1)の地域別最低賃金の審議と(2)の特定最低賃金の審議について、それぞれご協議いただくことになります。

まず、「地域別最低賃金の審議について」ですが、専門部会の開催回数や日程等は、ある程度、本日決めておいて、第1回専門部会で再度協議するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

よろしいですかね。では、そのほか「地域別最低賃金の審議について」何かご意見はありませんでしょうか。昨年度の第5回本審において、公益見解を検討する時間があつた方がいい、もしくは専門部会結審日と本審を別日にするというご意見、ご要望がございましたが、そのあたりを含めて、ご意見はいかがでしょうか。

【白崎委員】

はい、よろしいでしょうか。今、座長の方からもお話をいただきましたように、前回、少し意見を述べさせていただきました。公益見解が出た後に内容についてしっかりと確認したいということから、別日ということで、要望を出させていただいたところでございまして、今回、昨年をベースに作られておりますけれども、もし可能であれば今回はその日を別日ということでお願いができればというふうにご意見をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【古賀座長】

はい。今、労側の方から公益見解提示とは別日で結審するということで意見ありましたが、使側はいかがでしょう。

【酒匂委員】

はい。私の方からも、前回要望ださせておりますので、最終的には金額提示で合わせていくという段取りを踏むのであれば、やはり公益側からの提案というのが最終的には折衷案になるのかなと思いますので、それをしっかりと我々としても受けとめて審議する時間を確保していただきたい。そういう日程でお願いできればと思っています。

【古賀座長】

はい、ありがとうございます。

【酒匂委員】

あと、もう一点よろしいですか。

【古賀座長】

はい。

【酒匂委員】

先ほどの審議会の中でも発言させていただきましたけれども、中央の方からも対応方針がいろいろと示されている中で、あのような発言をいたしました、どのような形で公労使の間で確認して、昨年度の影響を確認して総括するのかなというのは難しいと思うのですが、第1回目の部会ではしっかりとそこが確認ができるような方向で、少しでもしたいと思いますし、そのためにそれぞれ公労使ともにデータを持ちよらなければいけないのですが、それもなかなか難しいものがございます。どうしても観念的なものにならざるを得ないところもあって、数字を根拠にというのがなかなか無いのですけれども、そういったデータが、事務局の方でお示しいただくと、せっかく中央の方からこういった指摘を受けているわけですので、何らかの形で、第1回目は総括をさせていただきたいなと思っております。金額もありますし、その発効日も含めて、中央の方から示されていますので、何らかの形で、事務局の方からもお示し頂けるといいのかなとは思っています。

【古賀座長】

先ほど、専門部会第1回目について、事務局からの説明もありましたが、今、酒匂委員から出ました昨年度の振り返り、乃至、検証という点で、事務局の方で何か回答ございますでしょうか。

【賃金室長】

そうですね。今、酒匂委員おっしゃられたとおり、データとして数字がどこまで出るかというところは非常に難しい面があるのかなとは思っているところなんですけれども。また宮崎としてそのデータというのが、特にそういう形がどこまでご用意できるかというのはあるのですが、何らかそういう中央でやった調査結果などもあったりはすると思います。中賃の資料にも多少出ておったりはしますので、そういったところを含めて何らか資料を提供できればとは考えておるところです。

また労使でも、もし何か、例えば、宮崎の中央会の方が調査結果、確か4月ぐらいまでが出ていたものがあつたかと思うのですが、そういったものも宮崎の資料の一つにはなるかもしれませんが、労側でも、もし何か持ってらっしゃるのがあれば、そういったものも参考にさせていただくというのはあるかなと思っているところです。

【酒匂委員】

是非よろしくお願いします。我々も前回出さしていただいた12月、1月にかけてのアンケートの結果とか、今、中東情勢に関してもアンケートを取っておりますので、そういったものをお示してですね、事業者の窮乏について訴えさせていただければと思っています。

【古賀座長】

様々な議論、これについては専門部会であると思うのですが、新しい資料とか、新しい観点というところでしょうか。労使の方でも何かございましたら、そちらを事前に協議したりですとか、事務局をとおして提出いただくと、スムーズな議論になるのかなと思います。

先ほどの日程の件についてですけれども、公益見解の持ち帰りということで、意見が出ましたけれども、公益見解を専門部会で出した後、一旦持ち帰っていただきまして、別日の専門部会で採決、同日本審開催という方向にしたいと思います。その場合の予定ですが、予備日である8月24日、月曜日を、第5回専門部会として採決予定としますが、もちろん審議状況によっては変更があり得るということで、専門部会の議論の中で検討していくこととします。以上、こちらでよろしいでしょうか。

【鎌田委員】

8月24日ですか。

【古賀座長】

24日、月曜日です。すみません。日程についてですが、一つ飛ばしておりました。先ほどの本審の場でも調整がありましたが、第2回本審については8月5日、水曜日、13時30分から、第1回地賃専門部会は14時30分から開催するという事でよろしいでしょうか。

では次ですが、宮崎県最低賃金額の改定につきましては、昨年度の中央最低賃金審議会で「発効日についても十分に議論を行うよう要望する」とされたことを受けて、11月16日の発効となったところです。今年度については、令和8年6月23日の「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、発効日のあり方に対する基本的考え方が示されたこともありますので、中央最低賃金審議会から示される目安を参考にしつつ、発効日についても円滑な施行に向けて適切に検討し、可能な範囲で速やかな施行が図られるように審議を行うこと、そして、全会一致の結審にいたるよう努力することというふうにしてよろしいでしょうか。

【酒匂委員】

すみません、もう一度ご説明いただいてよろしいですか。指定日発効ではなくて、法定発効でということですか。

【古賀座長】

もう一度読み上げます。今年度については、令和8年6月23日の「目安制度の在り方に関する全員協議会」、先ほど本審等で示された資料です。こちらにおいて、発効日のあり方に対する基本的考え方が示されたこともありますので、中央最低賃金審議会から示される目安を参考にしつつ、発効日についても円滑な施行に向けて適切に検討し、可能な範囲で速やかな施行が図られるように審議を行うこと、そして、全会一致の結審にいたるよう努力することとしてよろしいでしょうか。

【酒匂委員】

速やかな施行を目指してということは、前回は指定日で、いろいろな事業者の準備があるということで、そこを勘案していただいたということがあったと思います。十分検討するようにという中央からの意見もありました。今回、その速やかな施行にという表現が入ったということは、なるべく早く施行して、法定に近づけなさいという意向が言葉の中にあるのか、そこを確認させてください。我々としては、

【橋口委員】

可能な範囲で速やかにと、

【酒匂委員】

可能な範囲でも、ということを前提にされているという事ですかね。そこはどうですか。

【古賀座長】

また事務局にも確認しますが、私の見解としては、いたずらに遅く伸ばす事はなくと、そういったところで理解していました。事務局の方で、中央の考え方というところで補足ございますでしょうか。

【賃金室長】

法定発効という事にこだわっている訳ではないと、目安制度の全員協議会の中でも、法定発効の事が書いてあって、指定発効日の場合にはその理由うんぬんとかいう事が記載されておりますけれども、必ずしもその指定日発効を否定するという記載ではないと考えております。

【酒匂委員】

でも可能な限り速やかな施行となればですよ。今回は11月というのがいけなかったのか、そもそも年度を超えて3月などは問題あると思いますが、そこは公労使の協議の中で決まるものであって、そもそも方針として可能な限り速やかな施行というのを前提で求められるというのはいかなものかなと思います。

今、発言のあった対応方針の中でも、昨年度の影響を把握した上で審議を行うべきだとか、具体的な期間について十分に議論を行うこととなっているはずですので、そこはニュートラルな立場に立って、我々としても捉えるべきではないし、この委員会としてもすべきではないのではないか。もちろん昨年度の影響について十分検討した上でのことだと思うのですが、そこに最初から可能な限り速やかな施行というのが少しかどうかと。

【賃金室長】

座長がおっしゃられた、なんて言いますか、いたずらに伸ばすと言いますか、そういった意味合いではないということで、酒匂委員おっしゃられたとおり、審議の中で公労使で発効日についてご議論いただいて、円滑な施行に向けた発効日をご審議いただくという認識ではおるところです。

【古賀座長】

私からもよろしいですか。この11月、昨年度の議論について、これが遅いかどうかという話ではないと思うのです。あくまで中央で、全国、全体で見てズレがあるとか、年度末に入ったとか、

そういったものも踏まえて、法定発効日にこだわるということではないけれども、議論の中で適切な時期を、

【酒匂委員】

適切な時期でやればいいのですが、可能な限り速やかな施行というのを目指すというのが前提に入ることは、そもそもそこにもバイアスがかかっているのではないですか。最近の報道を見ててもですよ。厚労省がやり戻しをしているような捉え方が、日経新聞などにも出ているわけですね。あまりにも遅すぎたのではないかと、すごいやり戻しがあるのではないかと。だから今回の発効日については相当逆風が来るのではないかと思っている矢先に、そういう発言の趣旨のシナリオで書かれているというのは、そこはいかがなものかなと。あえて確認として、それぞれ公労使間でしっかりと昨年度の影響を踏まえて、議論するというのが前提ではないのかなと。

【古賀座長】

ちょっと私の方でも、最低賃金制度、乃至、最低賃金法の理解というのがはっきりとできていないところがあるかもしれませんが、最低賃金というのが、その前年度の最低賃金から物価等の影響だとかを受けて、いつというのははっきり言えないですけど、なるべく速やかに最低賃金が引き上げられるべきだというのが、多分前提にあるという理解なんですが。どうですか。違いますかね。

【賃金室長】

そうですね。目安制度のあり方全員協議会の中でも、労使のご意見の中でそういった部分というのは確か入っていたとは思いますが、最低賃金法の趣旨といいますか、そういったところ。未組織の労働者に対して春闘等の結果を反映させる。労働者の生活への反映というところも、意見としては出たりしています。そういったところからも、先ほどお話ありました、いたずらに伸ばさないという意味合いでは考えていたところですが、そのあたりが、酒匂委員の方でこの文言、なかなか厳しいかなという話であれば、その部分をどうするかということになるかと思います。

【基準部長】

よろしいですか。

【古賀座長】

どうぞ。

【基準部長】

やはりですね、いたずらに発効日を遅らせるということは、やはり法の趣旨にも合致しないですし、この最賃審議会、協議会の報告書にも実質的な引上げ効果はさらに低くなると書いてありますけれども、私の前にいた局の方で、労働経済学の先生から教えてもらったことですが、例えば80円の引上げを、4ヶ月間引き延ばすと、その実質的な効果というのは40円の引上げ効果しなくなるということを先生から教わりました。ですからそういった観点も含めて、単に大きく引上げて、発効日を延ばせば、引上げ効果はその半分ぐらいしかないと。そういったことがないように、発効日は慎重に検討すべきだということなので、我々の方も別にあえてそれを早めるために、速やかな施行を図れるようにと書いたわけではなくて、そういった実質的な引き上げ効果というのを勘案してここに書かせていただいたということなので、そこはご理解をお願いできれ

ばというふうに思っています。

【古賀座長】

昨年度までは確か法定発効日に向けてみたい文言だったのを、近年の指定日発効という可能性もあるというところで、こういった文言に変えたということで理解していたのですが、違いましたか。

【賃金室長】

そうですね。

【古賀座長】

むしろ表現としては柔らかくなったというのが今回のバージョンというところで先日お話しを聞いたかなと思ったんですけども。

【賃金室長】

昨年度までは10月1日発効を目指すということで日付を入れたり、それが叶わない場合には10月の早期でというような記載をしていたところですが、今回の現実の審議日程を見ましても10月1日という言葉をあえて入れる必要もございませんし、昨年度の11月16日発効ということで審議会でご審議いただいて、そういう発効日ということになったわけですので、今年度もそういう議論が行われるという前提で、ご審議いただいて円滑な施行に向けて、先ほど申し上げたような、可能な範囲でという形で入れさせていただいたということにはなります。

【橋口委員】

いいですか。

【古賀座長】

はい。

【橋口委員】

今、室長が仰ったことの補足みたいなことなんですけど、昨年度までが確かに宮崎県の地方最低賃金審議会の審議の傾向としては、10月1日、例えそれが無理でも、捉え方という点では、そこを目指してということがあったと思います。だけど、もう極端に上げ幅が大きくなった時にそれでどうなのかということで、また使側からの問題提起もあって、それは義務的なものなのかといったところまで議論があって、そうではないと。もうちょっと柔軟に発効日については考えるということはスタンスとしてはあるということが一つ確認されています。しかしそれであっても、部長が補足もしていただきましたけれど、法の趣旨としてはやっぱり底辺の方々の生活を守るという点では、早期の発効ということを前提として、法は求めているのではないかという議論も一方であったわけですね。

ですからその辺を取りまとめて、今回、円滑な施行に向けて、適切に検討し可能な範囲で速やかな施行を図れるように審議を行うということで、今、座長がおっしゃった経過になるわけなんですけど、結局のところ、まだ議論も何も始まっていませんから、上げ幅がどれだけになるかというのは、今日、まだ予測はつかないわけですよ。だからそういう意味では、これがどれくらいになるかということでも、やはり発効日についての議論に関連して、いろいろしないといけないとい

うことが前提ではあるけれども、できるだけということで、速やかな施行も図られるようにしようという、その趣旨だけ盛り込んでいるということで、ご理解頂けないかなというふうに思うのですが、今までの経過を踏まえて。

【鎌田委員】

ちょっとよろしいですか。

【古賀座長】

はい。

【鎌田委員】

あくまでも、これは労側の考えという部分もあるかもしれませんが、ただ法律上は、法定発効がやはり基本とされていますし、指定日発効というのは特別な理由がある場合に限られるというのが、おそらく共通認識になるのだろうというふうに思います。

それともう一点、決定要欄の例えば147ページ、第14条の方にも、またそれ以外にも決定要欄の方に法定発効のところがどこかありましたが、もちろん法律の世界ですから、粛々とこの起算してうんぬんというような感じでしか記載がありませんが、基本原則はやはりそうなのだろうと。で、昨年の状況を紐解けば、そもそもの日程設定が宮崎の場合10月1日発効というところで、結審日から考えてなかなか難しいという状況があったので、労側としてはその文言のところで、それはそもそも計画が無理だったら、そういった文言になりますよねといったような認識でいます。ですから座長のおっしゃる、そういった表現になるのかなというふうに改めて今感じたところです。あとはもう論議の中のことだと思います。

【酒匂委員】

はい。

【古賀座長】

どうぞ。

【酒匂委員】

この条文からはそういった早めなきやいけないという文言はどこにも書いてなくて、30日間という手続きをしっかりと最低でも踏まないといけないという法的な期間が示されているだけのニュートラルな表現だと思います。そこに意味を持たせるのはどうかなと思いますし、先ほどおっしゃったとおり、まだ何も数字が固まっていませんし、また中央から目安や意見が示されるでしょうから、それを踏まえて議論するというのは当然のことだと思います。また昨年と、いたずらにということですね。その賃金の交渉の材料に使ったという話も評価としてありましたけれども、それは私もおかしいと思いますが、でも今の段階で、まだ何も分かっていない段階で、可能な限り速やかな施行を目指すということを前提にということが入ること自体が、どのようなものかなと。そこは私としてはしっかりと問題提起をさせていただかないと、まずそこから話が始まって、指定日発効がさも悪のような言い方で抑えられても困りますというのが、どうしても主張させていただきたい点になります。それはもう、どうあっても意見が違うでしょうから、私としては、そこだけははっきりと言わせていただきたいと思いますし、そのお考えならということで今後の交渉について臨んでいきたいと考えています。

【古賀座長】

はい、ありがとうございます。必ずしも法定発効にこだわらない、あるいは、発効日についても当然議論の中で決定していく、そういったところを確認したという趣旨ではあるのですが、もちろん、発効日についても、それも踏まえて議論していく。それをこの場で確認したということになりますけれども、一旦、次進めてよろしいでしょうか。

【橋口委員】

これ結局、ここでの意見を踏まえて、特に酒匂委員の話はわからなくはないのですが、その報告文を今度の本審に出すと、その文言がどうなるかというところですね。だから、ここでの今の議論を踏まえて、次の報告文の中でもしご意見があれば言ってもらおうとしか言いようがないのかなと思いますけれど。

【賃金室長】

そうですね。後ほどのところで議題が全て終わった後、報告案というものを整理させていただいて、皆さまに案文をご確認いただくという時間を設けておりますので、そこの中でまた最終的な詰めということはあるかと思います。

【古賀座長】

それでは一度、次の議論に移りたいと思います。次ですが、(2)「特定最低賃金の審議について」、検討いただきたいと思います。この件については、「改正の必要性について」の審議及び「審議スケジュール」をどうするか、という2点について検討する必要があると思います。まず、「改正の必要性について」は、これまで検討小委員会を設置して審議していましたので、今年度も昨年度と同様、検討小委員会を設置して、そこで検討することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。それでは、必要性の審議は検討小委員会の場で行うことといたします。なお、特定最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定するものであり、全会一致の議決に至るように努力することが必要とされています。このため、関係労使当事者間の意思疎通を図ることが望ましいとされております。関係労使の委員の皆様にはこの点に十分に留意いただきますようお願いいたします。

次に、「審議のスケジュール」について、まず、検討小委員会の日程ですが、事務局から説明された日程(案)を踏まえて、ご意見をいただきたいと思います。先程の案ですと第1回検討小委員会を8月26日、水曜日、午前10時から、第2回検討小委員会を8月31日、月曜日、午前10時から開催することとされていましたが、この点についてご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

よろしいですか。それでは第1回検討小委員会を8月26日、水曜日、午前10時から、第

2回検討小委員会を8月31日、月曜日、午前10時から開催することにします。

次ですが、議題の(3)「関係労使の意見聴取」についてです。先程、事務局からの説明で、昨年度と同様、労働者側からの肉乳の意見表明予定者が1名から2名に増え、4産業合計5人が意見表明予定となっているということでした。従来、意見表明は、1産業の労使各1人当たり5分の説明時間が割り当てられており、昨年度に関しては、肉乳が2名ということで肉乳2名で10分程度としておりましたが、1人当たりの説明予定時間も含め、労働者側から昨年度と同様、肉乳が2名となった経過などについて簡単にもう一度、説明をお願いしてよろしいでしょうか。

【鎌田委員】

はい、肉乳の2名になった経緯、説明ですかね。宮崎の方で4業種がありますけども、その産別の方からも、どこも強い思いがあるんですけども、やはり肉乳というのは昨年もパワポ資料でも説明いたしましたが、やはり宮崎の基幹産業だというふうに考えています。

一度は口蹄疫被害により経済が立ち行かなくなったというのは、皆様よくご存じのとおりです。それもあって、しっかりと肉乳に関する産別の本部の方も含め、あとは宮崎の地場の方も含めて、是非とも公益の皆様、使用者の皆様方に必要性の説明をしていきたいという思いで、時間が倍になりおそれいますが、人数の方も2名でさせていただきたいというお願いです。以上です。

【古賀座長】

はい、ありがとうございます。ただ今の労働者側からの説明に対し、ご意見等はございますでしょうか。

【酒匂委員】

昨年度と同じということですか。

【白崎委員】

そうですね。昨年もしていただいて、今年も。

【鎌田委員】

はい。形式はですね。

【酒匂委員】

時間が2倍に。

【鎌田委員】

昨年も5分を10分にさせていただいたものですから。今年も是非とも昨年同様でお願いしたいということです。

【古賀座長】

よろしいですか。

【酒匂委員】

はい。

【古賀座長】

ありがとうございます。それでは、昨年度と同様、検討事項は2点になるかと思います。

1点目は肉乳の意見表明者を昨年度と同様、1名から2名に増やすことの可否。2点目は、2名に増やすことを可とした場合は、肉乳の1人当たりの発表時間をどうするかということですが、ただ今の意見交換の中で、使側からも了承いただけたのかなというところで、今年度につきましては、労側の肉乳の意見表明者を1名から2名に増やすことについて合意できましたので、肉乳からの発表者は1人当たり5分、2人で10分で意見表明を行っていただくようお願いいたします。よって、労側からの意見表明時間は、4産業合計で25分となります。

使側からは意見表明者の推薦はありませんでしたが、昨年度と同様に使側代表者が、4業種を総括して意見表明予定ということですのでよろしいでしょうか。また、説明時間は4業種総括で5分ということですのでよろしいでしょうか。

【宮崎委員】

はい。

【古賀座長】

はい、ありがとうございました。それでは、令和8年度特定最低賃金に関する労使意見聴取については、8月26日午前10時00分から開催予定の第1回検討小委員会にて意見陳述者の希望により書面または口頭で意見をいただくことで実施しますので、労使それぞれ準備をお願いします。

事務局においては、以上の協議結果を踏まえまして、資料13から15ページの「令和8年度特定最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領」及び「令和8年度特定最低賃金に関する労使意見聴取」の修正等をお願いします。

【賃金室長】

はい、わかりました。

【古賀座長】

次に、特定最賃の金額審議のスケジュールですが、金額審議は、検討小委員会で特定最賃の改定の必要性が「有り」と判断された場合にのみ行います。したがって、この場では具体的な日程は検討しませんが、仮に、「必要性有り」となった場合は、年内発効を目指すことを前提に、事務局が早期に日程調整を行い、各委員は事務局の行う日程調整に協力をするということとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。それでは、特定最賃の金額審議を実施するとした場合の、審議の進め方について検討します。特定最賃の第1回専門部会は、例年、特定最賃ごとに開催し、合同開催はしていませんが、特定最賃の金額審議を行う場合、第1回専門部会は特定最賃ごとに開催することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【古賀座長】

はい。では、次に移ります。議題3「最低賃金審議会令第6条第5項の採用について」お諮りしたいと思います。例年どおり、専門部会の審議会運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、専門部会が「全会一致」で結審した場合は本審答申と同一の効力を有すること、つまり本審を開かないということとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。このほかに、本年度の審議会の運営について、なにかご意見ございますでしょうか。

【鎌田委員】

もう、会次第の「その他」に入っているのでしょうか。

【古賀座長】

はい、そうです。

【鎌田委員】

それならば、ちょっと言いもれたところがありますので、よろしいですか。

【古賀座長】

はい、どうぞ。

【鎌田委員】

これはもう、日程をどうのこうのとか言うことじゃなくて、あくまでも意見として聞いていただければと思います。運営計画のところで申し上げればよかったのですが、運営小委員会資料の3ページのスケジュールを見ていただきますと、第1回目の専門部会が5日にあって、第2回が13日という話ですから、8日間あいているんですよ。これはいろんな公労使の日程調整を、事務局が一生懸命してくださった結果ですから、これはもう是として受け止めますが、来年以降に向けた話です。やはり他県の動きを見ていると、専門部会と専門部会の間が一週間以上あくってあんまりないんですよ。お盆とか挟めば別ですけども。やはり国のしっかりした最賃の審議会ですので、公労使、我々労側も含めて、この日程調整には協力的に、なるべく、審議会の方を優先して日程をはめていくということをしていかないと、ちょっと8日間というのはあきすぎかなというのが、去年も一部に同様のことがあったものですから、今年度はこの日程でいくにしても、来年以降は少しご検討していただきたいというのが1点。あとこれは事務局に質問なんですけれども、本審がこのスケジュールで行ったら、このカレンダーで行ったら21日が24日に変更になりました。答申がですね。こうなってくると、今のところは発効日というのは、法定発効でいけば、これはいつの発効になるのでしょうかというところですが、これ、10月18日でもいいのですかね。

【賃金室長】

法定発効前提ですか。

【鎌田委員】

はい。

【賃金室長】

8月24日。資料でいくと5ページ。この一覧表を見ますと、左側の答申日で8月24日のところを見ますと、異議申出が9月8日締め切りで、9月9日が異議審。そして、最短で10月18日発効となります。

【鎌田委員】

ということは、今の計画で法定発効にいけば、10月18日の予定だということで確認をさせていただきました。はい、ありがとうございます。

【古賀座長】

はい、ありがとうございました。日程調整、日程のスケジュールの組み方を含めて、来年度以降ということで、こちらはどのような形になるのでしょうか。来年度に向けてというところで、本審等でまたご意見いただくというのがよろしいのか、それともこの場でこういった意見があったということで十分なんでしょうか。

【賃金室長】

事務局サイドへのご意見とも受け取れる面があって、調整はどうしても私どもがさせていただきますので。今年は4月の中旬くらいに皆様にメールをさせていただいて、5月20日くらいを締め日にしまして、そこから個別にお願いをする方にはメールなどさせていただいて、調整をさせていただきました。その上で5月のおそらく28日ぐらいだったと思いますが、皆様に一旦ご提案というか、こういう予定で日程確保を依頼するというスケジュールでやったんですけども、皆さんお忙しい方々なので、どうしてもその間に予定が変わられる方もいらっしゃるって、できればもう少し調整を早められればと、やってみて感じたところではあります。その上で早めにお知らせすれば、なんとか日程確保いただける可能性も高まるのかなと私も思っておりますので、そういうところで事務局としては努力したいと考えているところです。

【酒匂委員】

すみません。一点だけ確認させてください。

【古賀座長】

はい。

【酒匂委員】

3ページの運営計画のところの異議審の日程もずれるのですか。

【賃金室長】

そうですね。異議審も21日だと9月8日になるのですが、5ページで見ますと、この異議申出締切日の、最短法定発効とした場合の話ですけども、8月24日が答申日になりますと、9月8日までが異議申出締切になります。翌日、官報を持ち込みというのが、午後2時までに厚生労働省に官報を、公示文を入れないといけないということになっておりますので、例年、異議審を午

前中に開催しているのはそういう理由になります。で、最短でいきますと9月9日が午前中、異議審という形になります。

これが指定日発効になりますと、公示から30日ということになりますので、去年がそうだったと思いますけど、異議申出の締切日の翌日ではなくて、もうちょっと2、3日後に異議審を設定することが可能になります。あとは、やはり皆様、委員の定足数とか、そういったことを踏まえて設定することになりますが、仮に指定日発効でもこの最短効力発生予定日一覧表のスケジュールでやっても悪くはないです。

【古賀座長】

他に何かご意見ございますでしょうか。

(意見等なし)

よろしいですかね。それでは、ただ今、合意していただいた内容について、事務局に報告文としてまとめてもらいますので、しばらく休憩とします。

(休憩後、各委員に報告文(案)を配布)

【古賀座長】

ただ今、配付されております報告文(案)について、事務局から説明をお願いします。

【室長補佐】

ただ今、報告文の案を配布させていただいております。次回本審を8月5日に予定しておりますので、同日付けでの審議会会長あての報告となります。それでは少し時間を置きますので内容についてご確認をお願いします。

(各委員、報告文(案)を確認)

【古賀座長】

皆様確認いただけたでしょうか。この報告文により、8月5日開催予定の第2回本審において運営小委員会のまとめとして、報告したいと思いますので、よろしいでしょうか。

【酒匂委員】

はい。1番のですね、下の段、「また、可能な範囲で速やかな施行が図られるよう配慮しながら審議を行う」については削除を求めます。以上です。

【古賀座長】

労側はどうですか。

【鎌田委員】

昨年とこれは同じですか。文言は。

【賃金室長】

先ほどの審議の中で申し上げたとおり、1 番目をかえています。それ以降はかえていません。

【鎌田委員】

昨年と比べたら、どういった文面が、どういう表現だったのですか。

【賃金室長】

ちょっと持ち合わせていないので、完璧にはありませんけども、10 月 1 日発効を目指す、ただしそれが審議の日程の関係でかなわない場合には、10 月の早期に発効を目指すというような文面の内容だったと思います。

【鎌田委員】

それは去年ですか。

【賃金室長】

去年です。

【鎌田委員】

2 年前じゃなくて去年ですか。

【賃金室長】

去年です。

【鎌田委員】

ということは、2 年間は 10 月 1 日発効を目指すとして、去年はそういった表現になったということですね。

【賃金室長】

去年ですか。

【鎌田委員】

去年の文面が今おっしゃった内容ですね。

【賃金室長】

はいそうです。それまではずっと同じ文言だったということです。

【鎌田委員】

去年がそういうふう、日程も 10 月 1 日では無理でしょうから、そういった文面に変わったと思いますが、それでは去年からまた今年も変わったということですか。

【古賀座長】

私からも、よろしいですか。事務局からの方がいいのかもしれませんが。私の記憶する限りですと、例年、この運営小委員会を行うのが、どうしても中央の目安が示される前になります。

それで、昨年度の中央の目安審議の中で、発効日について柔軟な対応するというか、審議の対象とするみたいな発言があって、昨年度から発効日についても指定日発効が増えてきたと。そういった流れを踏まえて、今年度については、10月1日と、あるいはそういった表現から、今回書かれたものに変ったというふうに、私は聞いております。

【鎌田委員】

今回というのは、この。

【古賀座長】

今、お手元にあるものに。

【鎌田委員】

これが去年よりも変わったということですか。

【古賀座長】

左様です。昨年の段階では発効日について議論するということが、中央から示されていない段階だったので、去年については、従来のもの、それ以前のものが引き継がれていたというふうに理解しています。

【橋口委員】

補足させていただくと。だから10月1日が入った報告文だったわけですね、去年は。だけどそれについて、先ほども紹介しましたが、どこかの時点の議論の中で、それはあくまで義務的なものかということで酒匂委員からも問題提起があって、そういうものではないということでの認識で審議したと思うんですね。だからそれを踏まえて、今回こういう文面になっているということです。

【古賀座長】

私自身は専門部会に入っているわけではないのですが、この「可能な範囲で速やかな施行が図られるように」という、この部分については、必ずしもバイアスがかかっているものというよりは、審議を進めている中で決めていくものなので、いたずらに遅くしないということと同義であって、必ずしもニュートラルではないということではないのかなというふうには理解しますけれども。

【酒匂委員】

失礼ですけど、いたずらに延ばさないということと、速やかな施行が図られるというのは全くニュアンスが違うと思いますし、全然、上の「適切に検討することとする」で何ら問題もないと思うんですね。それ以上に何で踏み込んで、可能な範囲で速やかな施行を図らなければいけないのかというのが、それがここで書かれたということが、正直、私には理解ができません。

【古賀座長】

いかがですか。労側は。

【鎌田委員】

労側は、残すべきだと思います。この段階で一番最初の運営小委員会報告、またこれをもって今後本審、専門部会などに入っていきますけれども、やはり幅広く見れば、労働組合に入っていない最低賃金近傍で働いてらっしゃる方々というのは、物価高で非常に大変なんですよね。やはり、そういったところを我々審議会の委員としては、視野に入れながら審議していかないといけないと思ってますので、そういった物価高とか最低賃金近傍の方々、あと春闘とか労働組に入っていない方々のことも総合的に踏まえれば、文面として、又書きのところは、やはり残すべきではないかというふうに思います。

【酒匂委員】

書くのであれば、「昨年度実施した指定日発効について、その影響等を把握した上で、十分慎重な審議を行う」などですね。そうすべきではないでしょうか。なぜここで速やかな施行なのか。円滑な施行であれば全然問題ないと思いますよ。しっかりと間をあげないようにやっていくってことですからね。なぜ速やかな施行なのか。早めなければいけないのか。この時点でそういったことを織り込んでいること自体が、ニュートラルではないのではないかなと。中央から示された対応方針にも反しているのではないかなと。

【橋口委員】

中央からの方針に反しているということはないと思うんですよ。

中央のは、様々な意見が出て、あまり極端に伸ばすということも、しっかり議論をしないといけないという趣旨だと私は理解していますけど。

【酒匂委員】

そう書けば全然私も困らないですけど、対応方針の中に書かれているのは、もし指定日発効にするのだったら「見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと」「その影響度を把握した上で審議を行うこと」などと、全然、早めなさいとはどこにも書いてないわけですね。そこはそれぞれの委員間で十分審議をしろということが趣旨であって、なぜここに可能な範囲で速やかな施行が図れると入れられたのかというところが。

【橋口委員】

まあ、個人的な意見ですけど、大もとの先ほどの議論があったように、法律の趣旨では、やはり改善を図るという、そういう賃金の底辺の労働者ということが元々の趣旨ですから、それを実行することになれば、速やかな施行というのが全体としては、義務的ではないにしても、その配慮しながらという言葉も入っているのです。

【酒匂委員】

ただ対応方針の中では「発効日は法的拘束力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から」うんぬんという文言が示されているのですよ。我々には準備期間がいるのですよねと。決してそこになるべく皆さんに早く届けようというところはないわけで、最初からそういうことがなぜ入ってくるのか。そこをあえて書かれるというのは、我々は十分に公労使で議論するという前提にはなっていないということですね。速やかに施行が図られるような言い方はですよ。円滑な施行であればそれは円滑ですよ。なぜ速やかなのかというのがあるのか。

【賃金室長】

必ずしもそういうつもりで、私どもがこの案文を作ったわけではないのですけれども、酒匂委員がそういうご意見で、この又書き以降がそういう誤解を与えるということで、削除した方がいいんじゃないかということであれば、円滑な施行に向けては当然議論するというのは、公労使の皆様にご理解いただいたようですので、ここの部分を削除しても、専門部会の議論自体に影響は与えないかと私は思っておりますので、事務局としてはその部分、又書き以降削除する方向でも構わないと考えております。

【古賀座長】

いかがですか。この点について。

【鎌田委員】

話が大きくなってきてますね。今のこの発言は、あくまで、別にこの文面がどうのこうので、それを我々がどうのこうのってまったく言うつもりはないですけど。ただですね。我々、労側としては、基本的な法の解釈からしても、しかも速やかなという前に可能な範囲で、という言葉がしっかりと入ってますので、

【酒匂委員】

そこも含めて十分審議すればいいんじゃないですかね。

【鎌田委員】

審議は専門部会などで一生懸命、我々もちろんしていきますので、あくまでもこれは法の解釈で、「可能な範囲で速やかに施行が図られるよう配慮しながら」、特段、大きな問題はないのじゃないかなと。

【橋口委員】

法の趣旨で言うと、そのとおりですから。それはあります。

【基準部長】

というかですね。基本的に、ご承知のとおり、この手のものというのは、やはり申し訳ないですけど、事務局が起案して、皆さんに提案するというものなので、そこで我々の方で多少、先ほど吉田室長が言ったとおり、もしこのまま進まないのであれば、あえて提案した我々の責任もありますので、そういった意味で吉田室長が言ったわけでありまして、もし適切な言葉があるのであれば、もう少しここで議論していただいて、何か加えるということでも構いませんけれども。適切な言葉として、円滑なというところと、速やかなというところがもう少しふさわしい、そして両方を含むような解釈ができる言葉があればこの場で加えて、まとめるというのも一ついかがでしょうか。

このままでは進まないし、起案した我々の方としても当然責任がありますので、この場で、もしふさわしいものがあれば皆さんに検討いただければありがたいのですが。で、ここで合意として決めていただければありがたいです。

【橋口委員】

私も自分の意見は言わせてもらいましたが、議論が、実際の専門部会での議論みたいなこと

が始まっているわけではないので、そういう意味では、ここでそれぞれの立場の見解は言ってもらったということだと思いますので、その上で、室長ご案内のとおり、この部分を削除ということでもいいのであれば、その案文の方で、私はそれで理解をします。

【古賀座長】

双方、いかがですかね。文言を削除する。それかいくつか修正を加えるか、あるいはこのままでご理解いただいて承認するということなどありますけれども。私の見解で恐縮ですが、可能な範囲で速やかな施行というところは当然、先ほどの法の趣旨というところも出てくるとは思いますけれども、それ以外にも、使側であればそういった経営者側の事情と言いますか、そういうのも踏まえて審議を進めていく。それでもただ、準備に必要な範囲で、あるいは労側と合意できる範囲で、「なるべく早く」といったところなのかなと。これがいたずらに法定どおり、あるいは直ちにこの文言が入ったことで、専門部会に何か拘束力をもたらすとか、そういったことではないのかなということで、この案でご理解いただければ嬉しいというのが率直なところなんですけれども。改めてお伺いしますが、いかがいたしましょう。

【酒匂委員】

現時点では、やはり「可能な範囲で速やかな施行を求める」というのはニュートラルではないと思います。審議そのものは今後の審議会あるいは専門部会でされるべきことであるので、運営小委員会があらかじめこういったことを提示することは、いかがなものかと思います。

【古賀座長】

そうすると、やはり削除を求めるということですか。

【酒匂委員】

はい。

【古賀座長】

労側はいかがですか。残すべきだということで当然先ほどから意見をうかがっているところでもありますけれども。他に表現を変えるだとか、そういったものも含めて何かご意見、ご提案ございますでしょうか。

【鎌田委員】

先ほど座長がおっしゃったとおりですけど。特に今後の審議には影響はない。ただ文書としてはこれを残したいという座長の意見を尊重しているんですけど。ただこれじゃあ前に進まないですから、ある程度、座長の考えとか、座長はこのままでもいいのではないかとおっしゃったけれども、使側は反対という形で来てますよね。これをどうにか折り合いを付けるかしかないのかなというふうに思うのですが。

【古賀座長】

そうですね。

【鎌田委員】

これってもう、論議して全会一致にならないといけないわけですかね。私もよくルールが分か

らないのですけれど。

【賃金室長】

採決はないので。

【鎌田委員】

ないですよ。だから折り合いをつけるしかないのであれば、

【橋口委員】

今、事務局が起案する方が、その削除なりでもよろしいということであれば。

【鎌田委員】

いいですよ。別に。これ以上引っ張っても何も変わりませんので、事務局に一任します。

【基準部長】

事務局に一任いただけるということで、私どもの方でも文言をもう一度検討しまして、適切に作成しますので。

【橋口委員】

後から、それがどうだったのかというのを確認する場がないので、削除でよければ、先ほど室長が言ったように。

【古賀座長】

それも含めて一度事務局の方で持ち帰っていただくというようなことで、よろしいですか。

【賃金室長】

持ち帰るといいますか、この場でのご確認というのが本来は一番いいのかなと思ってまして。

【橋口委員】

適切に検討することとするということで終わってもおかしいことはないですよ。

【基準部長】

別にそれでよろしいですよ。適切に検討すると。発効日についても「あわせて、中央最低賃金審議会から示される目安を参考としつつ、発効日についても適切に検討することとする」ということで、「円滑な施行」というのと、その「速やかな施行」というのは削除するというのは、いかがでしょうか。あまり余計な形容詞とか入れると誤解を与えてしまったので、発効日についても適切に検討するというで。

【橋口委員】

でも、ここの円滑に適切に検討するというのはいいのではないかとということでしたから、それはそのまま残して、又書き以降を削除するというでどうですか。

【基準部長】

それでよろしいでしょうかね。もう一度言いますと、最初の一文はそのままにして、又書き以降を全削除するということではよろしいでしょうか。労側の意見をあまり踏まえられませんでしたが、今この場で速やかな折衷案が思いつかなかったもので。

【古賀座長】

私の方で、何かというようなものがあるわけではないのですが、それでは

【賃金室長】

もう一回、修正文を作りますので。

【橋口委員】

ちょっと、すみません。これ、細かいことを言うと、目安を参考にする発効日についてをもって、賃金額みたいなことがないのでは。

【賃金室長】

なるほど。入れるとしたら。

【橋口委員】

賃金額と発効日について円滑な実施という、ちょっとごめんなさい。これ先に言ってないんだけど、よく読むと、「あわせて、中央最低賃金審議会から示される目安を参考にしつつ」って当然、賃金の額と発効日のことだから。

【賃金室長】

賃金額及び発効日についてならどうでしょうか。

【酒匂委員】

一文目はあれじゃないですか。主語が無いだけで、宮崎県最低賃金の改正については、「労働経済の情勢及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議を進める。あわせて、発効日についても」うんぬんという文章だったと思います。上の1のところで、宮崎県最低賃金改正については、以下のとおりとするとされているので、後ろにないだけで、賃金の改正については慎重に審議を進め、あわせて、発効日についてもうんぬんという文章だと理解します。

【賃金室長】

一文目が確かにそういう金額審議の基本的なスタンスを書いたというのは、そういうことです。目安を参考にして、目安というのが基本は金額のことがベースにはなるので、橋口委員がおっしゃったのは、そういうご主旨かなと思ったところではあります。

【橋口委員】

そういうことです。

【賃金室長】

問題なければ、そこ入れて、賃金額、および発効日についてという形で入れて、又書き削除と

ということで、修文させていただいてよろしいでしょうか。

【古賀座長】

それでもよろしいのかもしれませんが、ただ、賃金額を議論するのは当然のことっていうので、もう書かなくても足りているって理解なのかなと。そう読めるのかなと思います。

【基準部長】

そうですね。発効日が論点になりだしたのは去年ぐらいからで、それであえて発効日についても加えさせていただいたのですが、古賀座長が仰っていただいた趣旨を踏まえて我々の方も起案しています。

【橋口委員】

了解です。上の一文でそれを言っているということであれば。

【古賀座長】

上の一文、乃至、最低賃金について議論するというのが、当然、額について議論するということですので。ただ発効日をいつにするかということは揺れが出てくるということですね。

【橋口委員】

はい。了解しました。

【賃金室長】

それでは、少しお時間いただいて修正文をまた見ていただきたいと思います。

(各委員に修正後の報告文(案)を配布)

【古賀座長】

改めて事務局からご説明をお願いします。

【賃金室長】

先ほどのご議論を受けまして、当初の案から1項目の又書き部分を削除する形で、修正文として案を作らせていただきました。

【古賀座長】

それではこちらで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

はい。では以上で、本日の議題についての協議は終わりますが、本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ等もないため、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第4項の規定により公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

【古賀座長】

それでは異議なしとして議事録は公開とします。冒頭事務局からの説明の通り、議事録の確認は白崎委員と酒匂委員にお願いします。本日の運営小委員会は、これで終わります。長時間にわたりましたが、お疲れ様でした。

座 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
